

議案第10号

東久留米市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月28日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

東久留米市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年東久留米市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東久留米市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（提案理由）

義務教育就学児医療費助成制度における対象者の所得制限を撤廃するため、規定を整備する必要がある。